公　告

諸　事　項

第三者所有物の没収に関する公告

平成28年2月17日　大阪地方検察庁検察官

刑事事件における第三者所有物の没収手続に関する応急措置法第２条第２項の規定により、下記のとおり公告する。

下記の物の所有者は、平成28年３月２日までに被告事件の係属する裁判所に同被告事件の手続への参加を申し立てることができる。

記

1　係属裁判所　大阪地方裁判所第６刑事部２係
2　被告事件名　常習賭博
3　被告人氏名　甲斐　匡身
4　公判期日　未定
5　没収すべき物の品名、数量、その他その物を特定するに足りる事項
現金777,000円（平成27年領第8992号符号１）
現金43,668円（同号符号２）
現金19,074円（同号符号３）
現金2,000,000円（同号符号37）
現金2,000,000円（同号符号38）
現金2,000,000円（同号符号39）
現金2,000,000円（同号符号40）
現金200,000円（同号符号41）
現金781,000円（同号符号42）
現金500,000円（同号符号43）
現金20,000円（同号符号44）
現金20,000円（同号符号45）
現金20,000円（同号符号46）
現金20,000円（同号符号47）
現金20,000円（同号符号48）
現金20,000円（同号符号49）
現金20,000円（同号符号50）
現金20,000円（同号符号51）
現金20,000円（同号符号52）
現金20,000円（同号符号53）
現金20,000円（同号符号54）
現金20,000円（同号符号55）
現金20,000円（同号符号56）
現金20,000円（同号符号57）
現金50,000円（同号符号58）
現金50,000円（同号符号59）
現金50,000円（同号符号60）
現金50,000円（同号符号61）
現金50,000円（同号符号62）
現金50,000円（同号符号63）
現金50,000円（同号符号64）
現金50,000円（同号符号65）
現金50,000円（同号符号66）
現金50,000円（同号符号67）
現金50,000円（同号符号68）
現金50,000円（同号符号69）
現金50,000円（同号符号70）
現金50,000円（同号符号71）
現金100,000円（同号符号72）
現金100,000円（同号符号73）
現金100,000円（同号符号74）
現金100,000円（同号符号75）
現金100,000円（同号符号76）
現金103,000円（同号符号77）
現金100,000円（同号符号78）
現金100,000円（同号符号79）
現金100,000円（同号符号80）
現金100,000円（同号符号81）
現金100,000円（同号符号82）
現金100,000円（同号符号83）
現金100,000円（同号符号84）
現金100,000円（同号符号85）
現金134,500円（同号符号86）
6　没収の理由となるべき事実の要旨
被告人は、平阪啓太、向井和哉及び大阪市中央区宗右衛門町６番30号豊の家ビル２階所在のインターネットカジノ店「Ｗｉｌｄ　ｃａｔ」を経営する氏名不詳者と共謀の上、同店にパーソナルコンピュータ15台を設置し、常習として、平成27年７月10日頃から同年11月17日までの間、同店において、阪本奈月ら不特定多数の賭客を相手方として、多数回にわたり、賭客に１ポイント100円でポイントを購入させて、そのポイントを賭けさせ、前記パーソナルコンピュータを使用して、通称「バカラ」等と称するゲームにより勝敗を争う方法で賭博をしたものである。

第三者所有物の没収に関する公告

平成28年2月17日　大阪地方検察庁検察官

刑事事件における第三者所有物の没収手続に関する応急措置法第２条第２項の規定により、下記のとおり公告する。

下記の物の所有者は、平成28年３月２日までに被告事件の係属する裁判所に同被告事件の手続への参加を申し立てることができる。

記

1　係属裁判所　大阪地方裁判所第６刑事部２係
2　被告事件名　常習賭博
3　被告人氏名　向井　和哉
4　公判期日　未定
5　没収すべき物の品名、数量、その他その物を特定するに足りる事項
現金777,000円（平成27年領第8992号符号１）
現金43,668円（同号符号２）
現金19,074円（同号符号３）
現金2,000,000円（同号符号37）
現金2,000,000円（同号符号38）
現金2,000,000円（同号符号39）
現金2,000,000円（同号符号40）
現金200,000円（同号符号41）
現金781,000円（同号符号42）
現金500,000円（同号符号43）
現金20,000円（同号符号44）
現金20,000円（同号符号45）
現金20,000円（同号符号46）
現金20,000円（同号符号47）
現金20,000円（同号符号48）
現金20,000円（同号符号49）
現金20,000円（同号符号50）
現金20,000円（同号符号51）
現金20,000円（同号符号52）
現金20,000円（同号符号53）
現金20,000円（同号符号54）
現金20,000円（同号符号55）
現金20,000円（同号符号56）
現金20,000円（同号符号57）
現金50,000円（同号符号58）
現金50,000円（同号符号59）
現金50,000円（同号符号60）
現金50,000円（同号符号61）
現金50,000円（同号符号62）
現金50,000円（同号符号63）
現金50,000円（同号符号64）
現金50,000円（同号符号65）
現金50,000円（同号符号66）
現金50,000円（同号符号67）
現金50,000円（同号符号68）
現金50,000円（同号符号69）
現金50,000円（同号符号70）
現金50,000円（同号符号71）
現金100,000円（同号符号72）
現金100,000円（同号符号73）
現金100,000円（同号符号74）
現金100,000円（同号符号75）
現金100,000円（同号符号76）
現金103,000円（同号符号77）
現金100,000円（同号符号78）
現金100,000円（同号符号79）
現金100,000円（同号符号80）
現金100,000円（同号符号81）
現金100,000円（同号符号82）
現金100,000円（同号符号83）
現金100,000円（同号符号84）
現金100,000円（同号符号85）
現金134,500円（同号符号86）
6　没収の理由となるべき事実の要旨
被告人は、平阪啓太、甲斐匡身及び大阪市中央区宗右衛門町６番30号豊の家ビル２階所在のインターネットカジノ店「Ｗｉｌｄ　ｃａｔ」を経営する氏名不詳者と共謀の上、同店にパーソナルコンピュータ15台を設置し、常習として、平成27年７月10日頃から同年11月17日までの間、同店において、阪本奈月ら不特定多数の賭客を相手方として、多数回にわたり、賭客に１ポイント100円でポイントを購入させて、そのポイントを賭けさせ、前記パーソナルコンピュータを使用して、通称「バカラ」等と称するゲームにより勝敗を争う方法で賭博をしたものである。

第三者所有物の没収に関する公告

平成28年2月17日　大阪地方検察庁検察官

刑事事件における第三者所有物の没収手続に関する応急措置法第２条第２項の規定により、下記のとおり公告する。

下記の物の所有者は、平成28年３月２日までに被告事件の係属する裁判所に同被告事件の手続への参加を申し立てることができる。

記

1　係属裁判所　大阪地方裁判所第６刑事部２係
2　被告事件名　常習賭博
3　被告人氏名　平阪　啓太
4　公判期日　平成28年２月29日